

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課)

一

告 示

○宮城県告示第四百二十二号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐の残存許容限度を次のとおり公表する。
平成二十三年六月一日

保安林の種類

同一の単位とされる保安林の種類

皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源かん養保安林

本吉地区

宮城県知事 村 井 嘉 浩

北上川下流

三七三・一一

石巻地区

三八二・九四

迫川地区

三三四・〇一

江合川上流

一、〇〇八・九五

鳴瀬川上流

七四二・八一

江合川下流

一、二八六・〇一

鳴瀬川下流

〇・八四

黒川地区

一五一・二三

仙台地区

一、三四九・五〇

白石地区

一、五七六・八三

土砂流出防備保安林

本吉地区

二四・八六

北上川下流

七・五四

石巻地区

二〇・〇二

迫川地区

七八・二〇

江合川上流

一七三・三七

鳴瀬川上流

二六〇・五七

江合川下流

一一・九八

黒川地区

三八・六二

仙台地区

五九・四二

白石地区

二二〇・八六

蔵王町

〇・一二

川崎町

〇・四六

仙台市

五・一八

石巻市

二・三・五三

気仙沼市

二四・一三

白石市

三・三〇

角田市

二・〇八

登米市

一〇・一四

栗原市

二・一九

東松島市

四・三六

大崎市

五七・五四

七ヶ宿町

五・一四

柴田町

〇・九八

丸森町

二・七二

大和町

三・六〇

大郷町

〇・三〇

加美町

六・七二

女川町

一六・五三

南三陸町

〇・七六

石巻市

一七・五八

魚つき保安林

保健保安林

気仙沼市
東松島市
女川町
南三陸町
宮城北部地区
宮城南部地区

二・五三
〇・四二
〇・八八
〇・九〇
一六・一七
七・〇九